

# 第3次深川市男女共同参画計画(案) 概要

## 計画策定の趣旨 (計画 P.1 掲載)

男女共同参画社会の実現に向け、国では、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などを制定し、性別にかかわらず暮らしやすい社会づくりの取り組みをすすめています。

本市では、平成30年年度に「深川市男女共同参画計画(第2次計画見直し版)」を策定し、様々な分野における施策の展開を図ってきました。

こうした取り組みにより、男女共同参画に対する社会の意識は少しずつ変化してきていますが、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランス、DV、あらゆるハラスメント等、この他にも多くの課題が残されています。

以上のことから、関連する法令のほか、社会経済情勢の変化や市民意識調査の結果などを踏まえ、本市における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、これまでの計画を見直し、「第3次深川市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 計画の基本理念 (計画 P.2 掲載)

男女共同参画社会基本法に掲げている基本理念に沿って策定

- (1) 人権の尊重
- (2) 社会における制度または慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

## 計画の基本目標 (計画 P.3 掲載)

3つの基本目標に沿った施策を展開することとします。

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 基本目標Ⅰ | 男女共同参画社会への意識づくり   |
| 基本目標Ⅱ | あらゆる分野への男女共同参画の推進 |
| 基本目標Ⅲ | 生涯にわたる健康・福祉環境の整備  |

## 計画の位置付け (計画 P.3 掲載)

この計画は、「第六次深川市総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を図り、本市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の内容について明らかにするものです。

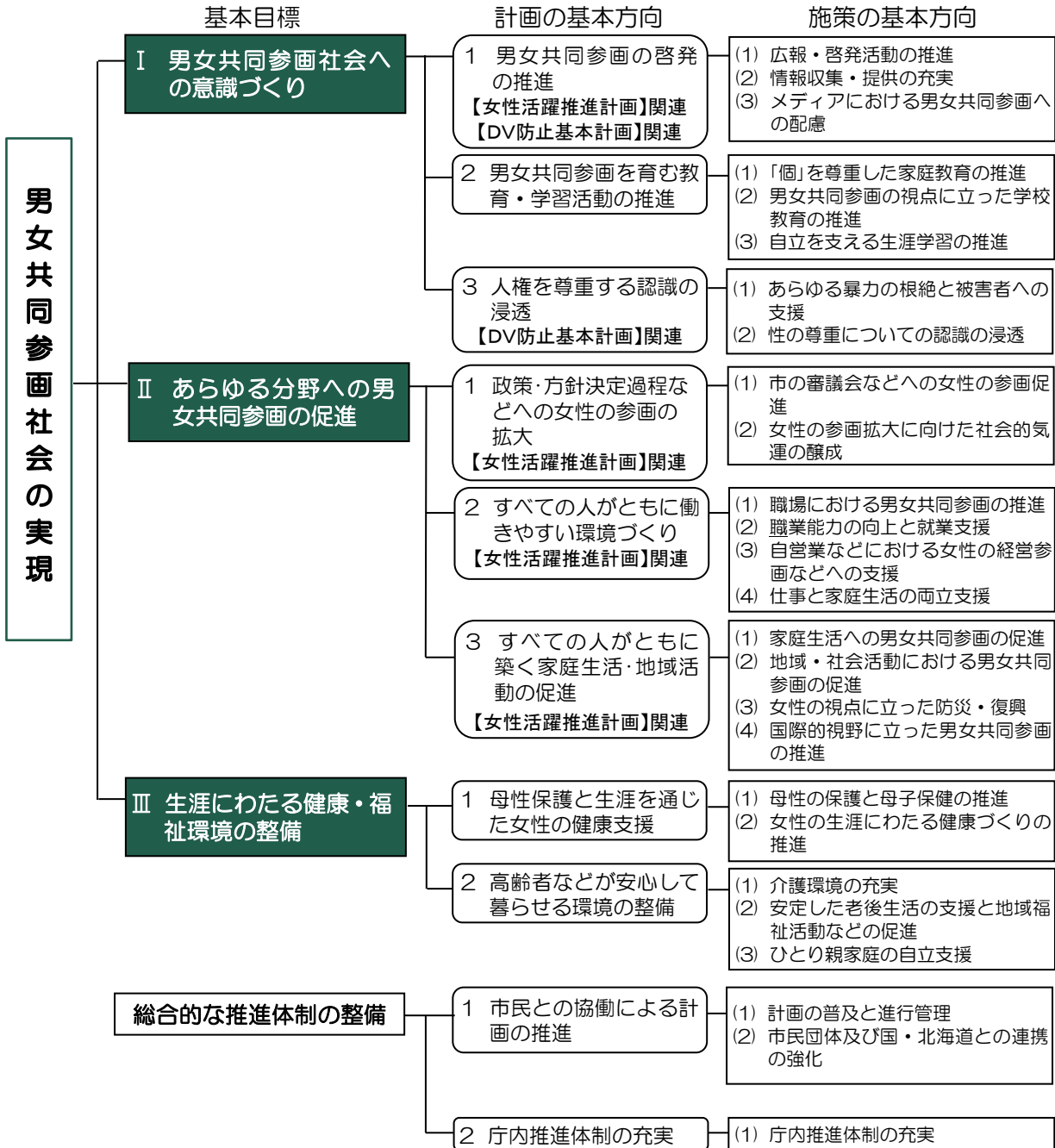
この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく策定であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)第6条第2項に基づく市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

## 計画の期間 (計画 P.4 掲載)

令和5年度～令和13年度

## 計画の体系 (計画 P.6 掲載)

3つの基本目標と、計画の基本方向を定め、取り組みを推進します。



## 主な見直し内容

- SDGs や新型コロナウイルス感染症との関係を整理
- 改正女性活躍推進法など関連する法令内容を追加
- 女性の視点に立った防災・復興に関する内容を追加
- 市民意識調査の結果を反映 など